

証券コード 6951

平成24年6月12日

株 主 各 位

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

**日本電子株式会社**

代表取締役社長 栗原 権右衛門

### 第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成24年6月28日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号 当社本店  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第65期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査<br>役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第65期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |

#### 決 議 事 項

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件               |
| 第2号議案 | 第三者割当てによる第1種優先株式発行の件   |
| 第3号議案 | 資本準備金の額および利益準備金の額の減少の件 |
| 第4号議案 | 剰余金の処分の件               |
| 第5号議案 | 取締役5名選任の件              |
| 第6号議案 | 監査役2名選任の件              |
| 第7号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件      |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jeol.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社は、平成22年5月14日に発表した中期経営計画『CHALLENGE 5』（平成22年度～平成24年度）に掲げる重点戦略として、①経営構造改革の推進、②研究開発力の強化、③ソリューションビジネスの強化、④新興市場の深耕、⑤サプライチェーンの強化を強力に推進し、企業価値の向上および経営基盤の強化に努めてまいりました。

特に経営構造改革の推進においては、これまでにグループ正社員146名の早期退職者を含む約500名の人員削減等に伴う固定費の減少、生産コストおよび諸経費の削減、関係会社5社の統合によるグループの全体最適化の推進、NMR（核磁気共鳴装置）事業の分社化、保有不動産（土地／駐車場）の売却等を実施してまいりました。

このような状況下、経営構造改革の最終段階として、市場規模が縮小する現状においても、なお多額の研究開発費の投入を必要とする半導体関連機器事業の再構築および効率化（事業規模にあわせた組織体制の見直し）を行うことを決断いたしました。半導体関連機器事業の再構築および効率化を推進するなかで在庫の評価減および関連設備の減損処理を実施した結果、平成24年3月期決算において半導体関連機器事業の構造改革費用として関連設備の減損処理18億円を特別損失に計上いたしました。また、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産50億円を取崩すこととなったため、当期純損失91億円の計上を余儀なくされ自己資本が大幅に減少することとなりました。

この資本毀損は直ちに当社の経営に影響を与えるものではないものの、かかる財務状況を踏まえ当社の事業目的および経営方針にご理解をいただける投資家であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第1号投資事業有限責任組合に対して総額30億円の第1種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を発行することといたしました。これにより、財務体質の安定化を図ることができ長期的な株主価値向上に資すると判断いたしました。また、コア事業であり今後の成長が見込まれる電子顕微鏡および生化学自動分析装置等における研究開発費用に充当することで、グローバル市場での製品競争力が向上し収益基盤を強化することが可能となります。今次の自己資本の増強によって株主の皆様を

じめとするステークホルダーの皆様のご期待に応じてまいりたいと考えております。

本議案は、本優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設するとともに、本優先株式の転換請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものです。

- (2) また、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用して株主の皆様にご提供することができる旨の規定を新設するものです。
- (3) なお、本議案については、本総会において、第2号議案および第5号議案のうち赤尾 博氏の取締役選任に係る議案の承認が得られることを条件として効力を生じるものいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億株とする。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、<u>1,000株とする。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億5,000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> <u>普通株式 2億5,000万株</u> <u>第1種優先株式 3,000株</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、<u>普通株式につき1,000株とし、第1種優先株式につき1株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第2章の2 第1種優先株式 (優先配当金) 第12条の2 当社は、ある事業年度中に 属する日を基準日として剰余金の配 当を行うときは、当該基準日の最終 の株主名簿に記載または記録された 第1種優先株式を有する株主（以下 「第1種優先株主」という。）また は第1種優先株式の登録株式質権者 （以下「第1種優先登録株式質権 者」という。）に対し、当該基準日 の最終の株主名簿に記載または記録 された普通株式を有する株主（以下 「普通株主」という。）または普通 株式の登録株式質権者（以下「普通 登録株式質権者」という。）に先立 ち、第1種優先株式1株につき本条 第2項に定める額の金銭による剰余 金の配当（かかる配当により支払わ れる金銭を、以下「優先配当金」と いう。）を行う。また、当該剰余金 の配当の基準日から当該剰余金の配 当が行われる日までの間に、当会 社が第1種優先株式を取得した場合、 当該第1種優先株式につき当該基準 日に係る剰余金の配当を行うことを 要しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. <u>第1種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1種優先株式1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日の翌日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、発行日の翌日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、第1種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、その各配当における優先配当金の合計額を控除した金額とする。</u></p> <p>3. <u>ある事業年度に属する日を基準日として第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金の支払および普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して配当する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>4. <u>当社は、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、優先配当金および累積未払優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第12条の3 当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本条第2項に定める金額を支払う。</u></p> <p>2. <u>第1種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> <p><u>1株当たりの残余財産分配額＝1,000,000円＋累積未払優先配当金相当額÷日割未払優先配当金額</u></p> <p><u>上記算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第12条の2第2項に従い計算される優先配当金額相当額とする。</u></p> <p>3. <u>第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、本条第2項のほか残余財産の配当を行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第12条の4 譲渡による第1種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第12条の5 第1種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(現金対価の取得請求権)</p> <p><u>第12条の6 第1種優先株主は、平成28年7月7日から平成30年7月6日までの間いつでも、当会社に対して現金を対価として第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、第1種優先株式を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、本条第2項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選または償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。</u></p> <p><u>2. 第1種優先株式1株当たりの償還価額は、償還請求日が以下の各号に掲げる期間に属する場合において、以下の算式に基づいて算定されるものとする。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> <p><u>1株当たりの償還価額=1,000,000円×償還率+累積未払優先配当金額+日割未払優先配当金額</u></p> <p><u>上記算式における「償還率」は、償還請求日が以下の各号に掲げる期間に属する場合における当該各号に定める率をいう。</u></p> <p><u>(1) 平成28年7月7日から平成29年7月6日まで 118%</u></p> <p><u>(2) 平成29年7月7日から平成30年7月6日まで 120%</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>上記算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第12条の2第2項に従い計算される優先配当金額相当額とする。</p> <p><u>(現金対価の取得条項)</u></p> <p>第12条の7 当社は、平成24年7月6日から平成30年7月6日までの間いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当社が第1種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、本条第2項に定める強制償還価額の金銭を交付することができる（本条による第1種優先株式の取得の行われる日を、以下「強制償還日」という。）。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。</p> <p>2. 第1種優先株式1株当たりの強制償還価額は、強制償還日が以下の各号に掲げる期間に属する場合において、以下の算式に基づいて算定されるものとする。</p> <p><u>(算式)</u></p> <p>1株当たりの強制償還価額＝  1,000,000円×強制償還率＋累積未払優先配当金相当額＋日割未払優先配当金額</p> <p>上記算式における「強制償還率」は、強制償還日が以下の各号に掲げる期間に属する場合における当該各号に定める率をいう。</p> <p>(1) 平成24年7月6日から平成25年7月6日まで 105%</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(2) <u>平成25年7月7日から平成26年7月6日まで</u> <u>109%</u></p> <p>(3) <u>平成26年7月7日から平成27年7月6日まで</u> <u>112%</u></p> <p>(4) <u>平成27年7月7日から平成28年7月6日まで</u> <u>115%</u></p> <p>(5) <u>平成28年7月7日から平成29年7月6日まで</u> <u>118%</u></p> <p>(6) <u>平成29年7月7日から平成30年7月6日まで</u> <u>120%</u></p> <p><u>上記算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第12条の2第2項に従い計算される優先配当金額相当額とする。</u></p> <p><u>(普通株式対価の取得請求権)</u></p> <p><u>第12条の8 第1種優先株主は、平成25年1月6日以降平成30年7月6日までの間（以下「転換請求期間」という。）いつでも、当社が第1種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、以下の算式により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。</u></p> <p><u>なお、当社がある株主に対して第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> <p><u>第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数</u></p> $= \text{第1種優先株主が転換請求をした第1種優先株式の数} \times (1,000,000 \text{円} + \text{累積未払優先配当金相当額} + \text{日割未払優先配当金額}) \div \text{転換価額}$

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>上記算式における「日割未払優先配当金額」は、転換請求の日（以下「転換請求日」という。）の属する事業年度において、転換請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第12条の2第2項に従い計算される優先配当金額相当額とする。ただし、転換請求日が基準日である場合には、上記算式における「日割未払優先配当金額」は0円とする。</u> </p> <p> 2. <u>転換価額は、当初、転換請求を初めて行った日（以下「当初転換価額基準日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（株式会社東京証券取引所第一部における当社の普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない日を除く。以下「当初時価算定期間」という。）のVWAPの平均値の95%相当額（以下「当初転換価額」という。）とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が100円（以下「当初下限転換価額」という。ただし、本条第4項により調整される。）を下回る場合には当初下限転換価額をもって当初転換価額とする。なお、当初時価算定期間に、本条第4項に定める事由が生じた場合、当初転換価額は本条第4項に準じて調整される。</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3. <u>転換価額は、転換請求期間中、当初転換価額基準日の翌日から起算して6ヶ月後の応当日（ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「初回修正基準日」という。）ならびに翌年以降毎年の当初転換価額基準日および初回修正基準日の応当日（ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、初回修正基準日とあわせて、「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。以下「時価算定期間」という。）のVWAPの平均値の95%相当額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%相当額（以下「下限転換価額」という。ただし、本条第4項により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の125%相当額（以下「上限転換価額」という。ただし、本条第4項により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、時価算定期間に、本条第4項に定める事由が生じた場合、修正後転換価額は本条第4項に準じて調整される。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>4. (1) <u>第1種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{自己株式数}} \right) + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left( \text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p><u>調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。</u></p> <p><u>発行済普通株式数－自己株式数は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。</u></p> <p><u>1株当たりの時価は、調整後転換価額の適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。）のVWAPの平均値をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本号に定める事由が生じた場合には、当該平均値は、本号に準じて調整される。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、本号(iii)記載の取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号(iii)において同じ。）の取得と引換えに普通株式を交付する場合、または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号(iii)において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により普通株式を交付する場合を除く。）</u></p> <p><u>調整後転換価額は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(i)において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行または処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行または処分に係る普通株式1株当たりの払込金額または処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(ii) <u>普通株式を分割する場合</u>  <u>調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ii)において、転換価額調整式における「発行済普通株式数－自己株式数」および「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。</u></p> <p>(iii) <u>取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに転換価額調整式に使用する時価を下回る対価(以下に定義される。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、または転換価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>調整後転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、その払込みがなされた日（基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、または募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記に拘わらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>本 (iii) における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券または権利の場合には、その転換、交換または行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。</p> <p>(iv) 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合 調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本 (iv) において、転換価額調整式における「発行済普通株式数－自己株式数」および「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(2) 本項第(1)号(i)ないし(iv)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、本項第(1)号(ii)については、剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</u></p> <p><u>(3) 本項第(1)号に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整される。</u></p> <p><u>(i) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(ii) その他当会社の発行済普通株式の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(iii) 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(4) 転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p> <p><u>(普通株式対価の取得条項)</u></p> <p><u>第12条の9 当社は、平成30年7月7日</u>  <u>(以下「一斉取得日」という。)を</u>  <u>もって、当社が第1種優先株式の</u>  <u>全部を取得するのと引換えに、各第</u>  <u>1種優先株主に対して、以下の算式</u>  <u>により算出される数の当社の普通</u>  <u>株式を交付する。なお、当社が各</u>  <u>第1種優先株主に対して第1種優先</u>  <u>株式の取得と引換えに交付する当</u>  <u>社の普通株式の数の算出に当たっ</u>  <u>て、1株に満たない端数が生じたと</u>  <u>きは、会社法第234条に従いこれ</u>  <u>を取り扱う。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> <p><u>第1種優先株式の取得と引換えに交</u>  <u>付する当社の普通株式の数</u>  <math display="block">= \text{各第1種優先株主が有する第1種}</math> <math display="block">\text{優先株式の数} \times (1,000,000\text{円} + \text{累}</math> <math display="block">\text{積未払優先配当金相当額} + \text{日割未払}</math> <math display="block">\text{優先配当金額}) \div \text{一斉転換価額}</math> <p><u>上記算式における「日割未払優先配</u>  <u>当金額」は、一斉取得日の属する事</u>  <u>業年度において、一斉取得日を基準</u>  <u>日として優先配当金の支払がなされ</u>  <u>たと仮定した場合に、第12条の2第</u>  <u>2項に従い計算される優先配当金額</u>  <u>相当額とする。</u></p> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>一斉転換価額は、平成30年7月7日（ただし、同日が営業日でない場合には、その前営業日とする。以下「一斉転換価額基準日」という。）に、当該一斉転換価額基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。以下「一斉転換価額算定期間」という。）のVWAPの平均値とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、当該一斉転換価額が下限転換価額を下回る場合には下限転換価額をもって一斉転換価額とする。なお、一斉転換価額算定期間に第12条の8第4項に定める事由が生じた場合、一斉転換価額は第12条の8第4項に準じて調整される。</u></p>
(新 設)	<p><u>（第1種優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等）</u>  <u>第12条の10 当社は、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>2. 当社は、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>（除斥期間）</u>  <u>第12条の11 第44条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。</u></p>
(新 設)	<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>  <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>



## 第2号議案 第三者割当てによる第1種優先株式発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、また、本優先株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）により当社普通株式につき希薄化が生じることから、下記2. 記載の内容で第三者割当ての方法により本優先株式を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案については、本総会において、第1号議案および第5号議案のうち赤尾 博氏の取締役選任に係る議案の承認が得られることを条件として効力を生じるものとしたします。

### 1. 第三者割当てにより募集株式を発行する理由

当社は、上記「第1号議案 定款一部変更の件 1. 変更の理由 (1)」記載のとおり、平成24年3月期決算において半導体関連機器事業の構造改革費用として関連設備の減損処理18億円を特別損失に計上いたしました。また、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産50億円を取崩すこととなったため、当期純損失91億円の計上を余儀なくされ自己資本が大幅に減少することとなりました。

この資本毀損は直ちに当社の経営に影響を与えるものではないものの、かかる財務状況を踏まえ当社の事業目的および経営方針にご理解をいただける投資家であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合に対して総額30億円の本優先株式を発行することといたしました。

当社は、①本優先株式の残余財産分配額は1,000,000円（累積未払優先配当金等がない場合）であり、優先配当率は年5.0%であること、②金銭対価の取得条項により平成24年7月6日から平成30年7月6日までの間いつでも、当社は本優先株式を強制償還価額により強制償還することができること、③当社が当社の連結の純資産の部または会社法第461条第2項に定める分配可能額をそれぞれ一定金額以上に維持できなくなった場合（以下「転換制限解除事由」といいます。）でない限り、払込期日（同日を含みます。）から4年を経過する日の翌日である平成28年7月6日までは転換請求権を行使できないものの、平成25年1月6日以降に転換制限解除事由が発生した場合には、その日以降は転換請求権を行使することができるものとすることが合意されていること、④転換価額は、当初は、平成25年1月6日以降転換請求を初めて行った日（以下「当初転換価額基準日」といいます。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（株式会社東京証券取

引所（以下「東京証券取引所」といいます。）第一部における当社の普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）のない日を除きます。）のVWAPの平均値の95%相当額であり（ただし、当初下限転換価額は100円とします。）、その後は、当初転換価額基準日以降6ヶ月ごとの日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除きます。）のVWAPの平均値の95%相当額に修正されること（ただし、下限転換価額は当初転換価額の75%相当額、上限転換価額は当初転換価額の125%相当額としています。）等、本優先株式の価値に関する諸条件を考慮し、現在の市場金利、当社の置かれた事業環境および財務状況等を総合的に勘案し、割当予定先と慎重に協議した結果、本優先株式の払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。

当社は、本第三者割当増資によって自己資本を増強し財務体質の安定化を実現できること、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態および経営成績等を勘案し、本優先株式の払込金額を含む発行条件は合理的であると考えております。また、本取締役会において、社外監査役を含む監査役全員は、上記事情に鑑み、本優先株式の払込金額は合理的である旨の意見を示しております。しかしながら、優先株式の評価に関しては様々な考え方があり得ることから、会社法上本優先株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性もあるため、また、本優先株式が普通株式に転換された場合には希薄化率が25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号の定めに従い、株主の皆様のご意思も確認することが適切であると考えましたため、本第三者割当増資について、本総会で株主の皆様のご承認を頂きたい、お諮りするものです。

## 2. 募集事項の内容

募集事項および本優先株式の内容は、別紙のとおりです。

第1種優先株式発行要項

- |                |   |
|----------------|---|
| 1. 募集株式の種類     | 第1種優先株式   |
| 2. 募集株式の数      | 3,000株  |
| 3. 払込金額        | 1株につき1,000,000円   |
| 4. 払込金額の総額     | 3,000,000,000円  |
| 5. 増加する資本金の額   | 1,500,000,000円（1株につき500,000円）                               |
| 6. 増加する資本準備金の額 | 1,500,000,000円（1株につき500,000円）                               |
| 7. 払込期日        | 平成24年7月6日   |
| 8. 発行方法        | 第三者割当ての方法により、全株式をジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合に割り当てる。 |

9. 優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき本項第(2)号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。）を行う。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1種優先株式を取得した場合、当該第1種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(2) 優先配当金の額

第1種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1種優先株式1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日の翌日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、

発行日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、第1種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、その各配当における優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金の支払および普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して配当する。

(4) 非参加条項

当社は、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、優先配当金および累積未払優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本項第(2)号に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

第1種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

（算式）

1株当たりの残余財産分配額＝1,000,000円＋累積未払優先配当金相当額＋日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した

場合に、第9項第(2)号に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(3) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、本項第(2)号のほか残余財産の分配を行わない。

11. 譲渡制限

譲渡による第1種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

12. 議決権

第1種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

13. 現金対価の取得請求権

(1) 現金対価の取得請求権の内容

第1種優先株主は、平成28年7月7日から平成30年7月6日までの間いつでも、当会社に対して現金を対価として第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、本項第(2)号に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選または償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

第1種優先株式1株当たりの償還価額は、償還請求日が以下の各号に掲げる期間に属する場合において、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

（算式）

1株当たりの償還価額＝1,000,000円×償還率＋累積未払優先配当金相当額＋日割未払優先配当金額

上記算式における「償還率」は、償還請求日が以下の各号に掲げる期間に属する場合における当該各号に定める率をいう。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| ① 平成28年7月7日から平成29年7月6日まで | 118% |
| ② 平成29年7月7日から平成30年7月6日まで | 120% |

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第9項第(2)号に従い計算される優先配当金額相当額とする。

#### 14. 現金対価の取得条項

##### (1) 現金対価の取得条項の内容

当会社は、平成24年7月6日から平成30年7月6日までの間いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当会社が第1種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、本項第(2)号に定める強制償還価額の金銭を交付することができる（本項による第1種優先株式の取得の行われる日を、以下「強制償還日」という。）。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

##### (2) 強制償還価額

第1種優先株式1株当たりの強制償還価額は、強制償還日が以下の各号に掲げる期間に属する場合において、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

（算式）

1株当たりの強制償還価額＝1,000,000円×強制償還率＋累積未払優先配当金相当額＋日割未払優先配当金額

上記算式における「強制償還率」は、強制償還日が以下の各号に掲げる期間に属する場合における当該各号に定める率をいう。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| ① 平成24年7月6日から平成25年7月6日まで | 105% |
| ② 平成25年7月7日から平成26年7月6日まで | 109% |
| ③ 平成26年7月7日から平成27年7月6日まで | 112% |
| ④ 平成27年7月7日から平成28年7月6日まで | 115% |
| ⑤ 平成28年7月7日から平成29年7月6日まで | 118% |
| ⑥ 平成29年7月7日から平成30年7月6日まで | 120% |

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第9項第(2)号に従い計算される優先配当金額相

当額とする。

## 15. 普通株式対価の取得請求権

### (1) 普通株式対価の取得請求権の内容

第1種優先株主は、平成25年1月6日以降平成30年7月6日までの間（以下「転換請求期間」という。）いつでも、当社が第1種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、以下の算式により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。なお、当社がある株主に対して第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

（算式）

第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数  
＝第1種優先株主が転換請求をした第1種優先株式の数×（1,000,000円＋累積未払優先配当金相当額＋日割未払優先配当金額）÷転換価額  
上記算式における「日割未払優先配当金額」は、転換請求の日（以下「転換請求日」という。）の属する事業年度において、転換請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第9項第(2)号に従い計算される優先配当金額相当額とする。ただし、転換請求日が基準日である場合には、上記算式における「日割未払優先配当金額」は0円とする。

### (2) 当初転換価額

転換価額は、当初、転換請求を初めて行った日（以下「当初転換価額基準日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（株式会社東京証券取引所第一部における当社の普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない日を除く。以下「当初時価算定期間」という。）のVWAPの平均値の95%相当額（以下「当初転換価額」という。）とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が100円（以下「当初下限転換価額」という。ただし、本項第(4)号により調整される。）を下回る場合には当初下限転換価額をもって当初転換価額とする。なお、当初時価算定期間に、本項第(4)号に定める事由が生じた場合、当初転換価額は本項第(4)号に準じて調整される。

### (3) 転換価額の修正

転換価額は、転換請求期間中、当初転換価額基準日の翌日から起算して6ヶ月後の応当日（ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「初回修正基準日」という。）ならびに翌年以降毎年の当初転換価額基準日および初回修正基準日の応当日（ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、初回修正基準日とあわせて、「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。以下「時価算定期間」という。）のVWAPの平均値の95%相当額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%相当額（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(4)号により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の125%相当額（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(4)号により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、時価算定期間に、本項第(4)号に定める事由が生じた場合、修正後転換価額は本項第(4)号に準じて調整される。

### (4) 転換価額の調整

- ① 第1種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}}{\text{1株当たりの時価}} \text{）}}{\text{（発行済普通株式数} - \text{自己株式数）} + \text{新発行} \cdot \text{処分普通株式数}}$$

調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。

発行済普通株式数－自己株式数は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当会社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。

1株当たりの時価は、調整後転換価額の適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。）のVWAPの平均値をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本①に定める事由が生じた場合には、当該平均値は、本①に準じて調整される。

- (i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行しまたは当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、本①(iii)記載の取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本①(iii)において同じ。）の取得と引換えに普通株式を交付する場合、または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本①(iii)において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込みがなされた日（基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(i)において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行または処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行または処分に係る普通株式1株当たりの払込金額または処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- (ii) 普通株式を分割する場合

調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ii)において、転換価額調整式における「発行済普通株式数－自己株式数」および「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とす

る。

- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに転換価額調整式に使用する時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または転換価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、その払込みがなされた日（基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、または募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

上記に拘わらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券または権利の場合には、その転換、交換または行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(iv) 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合  
調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本(iv)において、転換価額調整式における「発行済普通株式数－自己株式数」および「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

② 上記①(i)ないし(iv)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、上記①(ii)については、剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

③ 上記①に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整される。

(i) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社の発行済普通株式の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

④ 転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### 16. 普通株式対価の取得条項

当社は、平成30年7月7日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が第1種優先株式の全部を取得すると引換えに、各第1種優先株主に対して、以下の算式により算出される数の当会社の普通株式を交付す

る。なお、当社が各第1種優先株主に対して第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(算式)

第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数  
＝各第1種優先株主が有する第1種優先株式の数×(1,000,000円＋累積未払優先配当金相当額＋日割未払優先配当金額)÷一斉転換価額  
上記算式における「日割未払優先配当金額」は、一斉取得日の属する事業年度において、一斉取得日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第9項第(2)号に従い計算される優先配当金額相当額とする。

一斉転換価額は、平成30年7月7日(ただし、同日が営業日でない場合には、その前営業日とする。以下「一斉転換価額基準日」という。)に、当該一斉転換価額基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(VWAPのない日を除く。以下「一斉転換価額算定期間」という。)のVWAPの平均値とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、当該一斉転換価額が下限転換価額を下回る場合には下限転換価額をもって一斉転換価額とする。なお、一斉転換価額算定期間に前項第(4)号に定める事由が生じた場合、一斉転換価額は前項第(4)号に準じて調整される。

17. 第1種優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等
  - (1) 当社は、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
  - (2) 当社は、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
18. 除斥期間  
当社定款第44条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。

### 第3号議案 資本準備金の額および利益準備金の額の減少の件

当社は、平成24年3月期決算において半導体関連機器事業の構造改革費用として特別損失を計上いたしました。また、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産を取崩すこととなりました。かかる状況を踏まえ、早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額および利益準備金の額を減少し、減少する金額をその他資本剰余金およびその他利益剰余金にそれぞれ振り替えたいと存じます。

#### 1. 減少する資本準備金の額および利益準備金の額

資本準備金6,346,480,000円のうち、670,000,000円

利益準備金830,000,000円の全額

#### 2. 資本準備金の額および利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成24年6月28日

### 第4号議案 剰余金の処分の件

当社は、平成24年3月期決算において半導体関連機器事業の構造改革費用として特別損失を計上いたしました。また、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産を取り崩すこととなりました。これに伴う繰越利益剰余金の損失を処理すべく、別途積立金を減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

#### 1. 減少する剰余金の項目および額

別途積立金 9,792,018,643円

#### 2. 増加する剰余金の項目および額

繰越利益剰余金 9,792,018,643円

## 第5号議案 取締役5名選任の件

取締役栗原権右衛門、岩槻正志、多治見正行および渡邊慎一の4氏は本總會終結の時をもって任期満了となり、また、当社のさらなる成長と企業価値向上を目的とした経営基盤の強化のため、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。取締役の候補者である赤尾博氏の選任の効力は、本優先株式の発行の効力が生じることを条件として、同氏は、本優先株式の払込期日である平成24年7月6日をもって就任することいたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	栗原 権右衛門 <small>くり はら ごんえもん</small> (昭和23年5月27日生)	昭和46年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役メディカル営業本部長 平成16年6月 当社常務取締役営業担当 平成17年6月 当社専務取締役営業部門長 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員分析機器事業担当、営業部門長 平成19年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員分析機器事業担当、営業部門長 平成20年6月 当社代表取締役社長 平成24年4月 当社代表取締役社長経営全般、経営戦略担当(現在)	27,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	<p style="text-align: center;">いわ つき まさ し 岩 槻 正 志</p> <p>(昭和24年10月15日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社</p> <p>平成14年6月 当社取締役半導体機器技術本部副本部長</p> <p>平成18年6月 当社取締役兼常務執行役員半導体機器事業部長</p> <p>平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員計測検査機器事業・分析機器事業担当、半導体機器事業部長</p> <p>平成21年4月 当社取締役兼専務執行役員開発・技術・EM, NM, MS事業ユニット・事業ユニット業務センター担当</p> <p>平成23年6月 当社代表取締役兼専務執行役員統括開発技術担当、技術統括センター・開発・EM, MS, SE事業ユニット担当</p> <p>平成24年4月 当社代表取締役兼専務執行役員統括開発技術担当、商品企画・技術統括センター・開発・周辺機器, EM, SA, SM, MS, SE事業ユニット・SA・SM設計室担当 (現在)</p>	20,000株
3	<p style="text-align: center;">たじみ まさ ゆき 多治見 正 行</p> <p>(昭和25年12月21日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社</p> <p>平成17年6月 当社取締役医用機器ソリューション営業本部長</p> <p>平成18年6月 当社取締役兼執行役員医用機器事業部長</p> <p>平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員医用機器事業部長兼医用機器国際事業推進室長</p> <p>平成21年4月 当社取締役兼常務執行役員医用機器事業部長</p> <p>平成22年4月 当社取締役兼常務執行役員医用機器事業担当</p> <p>平成22年10月 当社取締役兼常務執行役員医用機器事業・データムソリューション事業担当、データムソリューション事業部長 (現在)</p>	25,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	わた なべ しん いら 渡 邊 慎 一 (昭和24年11月24日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役電子光学機器営業本部長 平成18年6月 当社取締役退任、当社執行役員電子光学機器営業本部長 平成19年6月 当社常務執行役員米国支配人 平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員営業・中国戦略担当 平成23年4月 当社取締役兼常務執行役員営業担当、営業戦略本部長 平成24年2月 当社取締役兼常務執行役員営業・ブランド戦略担当、営業戦略本部長 (現在)	14,000株
5	あか お ひろし 赤 尾 博 (昭和36年6月22日生)	平成15年11月 (株)東京三菱銀行 (現(株)三菱東京UFJ銀行) 欧州本部欧州事務システム室次長 (特命) 平成17年1月 同行米州本部米州審査部第一グループ次長 平成19年5月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ米国ガバナンス統括部企画グループ次長 平成21年4月 (株)三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部投資開発室長 平成22年11月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)代表取締役副社長 (現在) (重要な兼職の状況) ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)代表取締役副社長	0株

(注) 1. 赤尾 博氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)の代表取締役副社長を兼任しており、同社を業務執行組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合は、当社との間で本優先株式の引受契約を締結しております。また、同氏は、(株)三菱東京UFJ銀行の業務執行者であり、同行は、当社との間で銀行取引をしているほか、当社株式を保有しております。  
 他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 赤尾 博氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 同氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、取締役会の意思決定が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外取締役候補者といたしました。
4. 同氏は、当社の特定関係事業者である㈱三菱東京UFJ銀行の業務執行者であり、平成22年11月からはジャパン・インダストリアル・ソリューションズ㈱に出向しております。
5. 同氏は、過去2年間において当社の特定関係事業者である㈱三菱東京UFJ銀行から使用人としての給与等を受けておりました。
6. 同氏が原案どおり選任されました場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

## 第6号議案 監査役2名選任の件

監査役泉山禮佐および堀切英武の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	あ だち かず ふみ 史 足 達 多 史 (昭和25年5月4日生)	昭和48年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役総務本部長 平成18年6月 当社取締役退任、当社執行役員総務本部長 平成19年6月 当社常務執行役員サプライチェーンセンター長 平成20年4月 当社常務執行役員工場管理本部長 平成21年6月 当社常務執行役員サプライチェーンセンター生産管理本部長 平成22年5月 当社常務執行役員、山形クリエイティブ㈱代表取締役社長 平成24年5月 当社常務執行役員(現在)	13,000株
2	みや かわ はじめ 肇 宮 川 肇 (昭和22年7月10日生)	平成10年1月 ㈱東京三菱銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行)府中支店長 平成11年10月 同行本部審議役 平成11年12月 ㈱小野測器経理部長 平成12年3月 同社取締役 平成13年3月 同社常務取締役 平成21年3月 同社常勤監査役 平成24年3月 同社常勤監査役退任(現在)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮川 肇氏は社外監査役の候補者であります。
3. 同氏は、豊富な経歴および経験と監査能力を備え、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外監査役候補者といたしました。
4. 同氏が原案どおり選任されました場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。
5. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

## 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役泉山禮佐および堀切英武の両氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一願いたいと存じます。

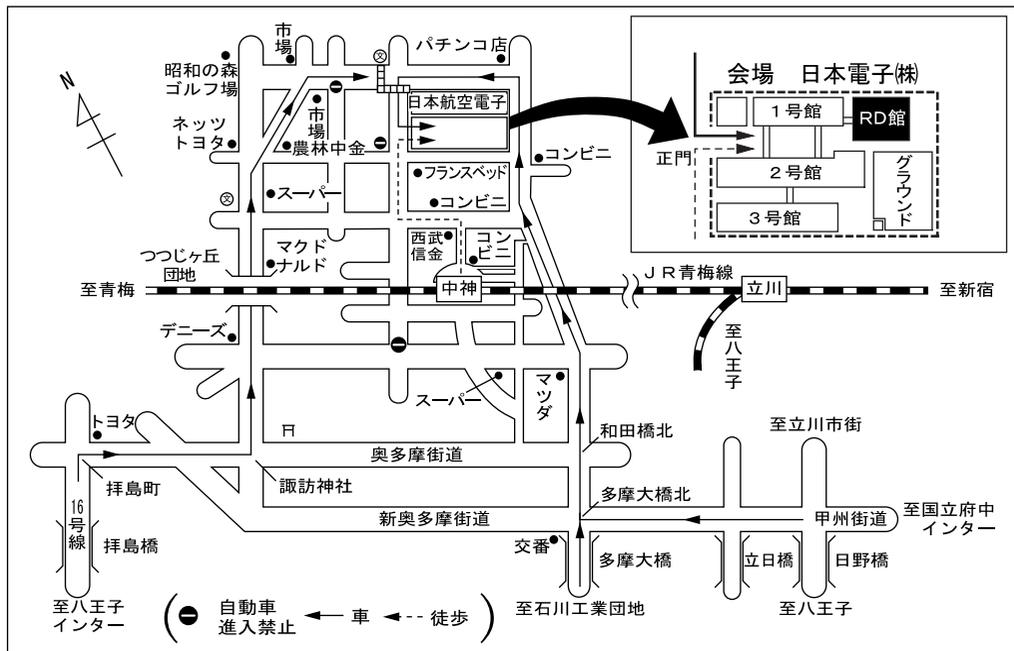
各氏の略歴は次のとおりであります。

氏	名	略	歴
いずみ 泉	やま 山 れい 禮 すけ 佐	平成16年6月	当社常勤監査役（現在）
ほり 堀	きり 切 ひで 英 たけ 武	平成16年6月	当社社外監査役（現在）

以 上

# 株主総会会場ご案内図

日本電子株式会社 当社本店  
東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号  
電 話 042-543-1111



## <交通のご案内>

- JR青梅線中神駅から徒歩約10分、立川駅(北口)からタクシーで約15分です。
- 中央自動車道をご利用の方で八王子ICを出る場合は、16号線に入り、拝島橋を渡って拝島町交差点から奥多摩街道に入り、諏訪神社の交差点からJR青梅線方面に向かってください。国立府中ICを出る場合は、甲州街道から新奥多摩街道に入り、多摩大橋北の交差点からJR青梅線方面に向かってください。

(第65回定時株主総会招集ご通知添付書類)

# 第 65 期 報 告 書

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
監 査 役 会 の 監 査 報 告

## 日本電子株式会社

# 事業報告

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

## I. 企業集団の現況

### 1. 当事業年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過および成果

##### ① 全般的な状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災によって寸断されたサプライチェーンの復旧が進み、生産・輸出の回復が見られましたが、一方で急激に進行した円高が企業収益を圧迫しました。海外経済は、中国を筆頭に新興国で堅調な成長が持続したものの、欧米においては南欧諸国の財政問題や米国債の格下げ等、今後の見通しに対する多くの不安要素が見られました。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24年度）に掲げる重点戦略を強力に推進し、企業価値の向上および経営基盤の強化を図るとともに受注・売上の確保に努めました。

特に「CHALLENGE 5」の重点戦略の一つである経営構造改革の最終段階として、市場規模が縮小する現状においても、なお多額の研究開発費の投入を必要とする半導体関連機器事業の再構築および効率化（事業規模にあわせた組織体制の見直し）を行うことを決断し、在庫の評価減および関連設備の減損処理を実施いたしました。また、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産50億円を取り崩すこととなりました。

当連結会計年度の売上高は83,191百万円（前期75,274百万円に比し10.5%増）となりました。損益面では、営業損失は1,175百万円（前期営業利益1,020百万円）、経常損失は2,408百万円（前期経常利益504百万円）、当期純損失は9,050百万円（前期純利益52百万円）となりました。

なお、当期の期末配当につきましては、業績および財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

## ② 事業の種類別セグメントの状況

### 理科学・計測機器事業

電子顕微鏡への引合いは引き続き堅調で、材料・医学・生物分野における開発研究から品質管理等の幅広い分野からの要求に応えました。特にハイエンド透過電子顕微鏡への需要は旺盛で海外市場での高い評価が受注・売上に寄与しました。

売上高は53,875百万円（前期比0.9%増）となりました。

### 産業機器事業

マスク描画装置4台を受注・売上計上しましたが、大幅値引きに伴う損失発生および在庫評価減（計23億円の損失計上）により利益率が悪化しました。また、関連設備の減損処理（特別損失18億円計上）を実施いたしました。

偏向銃はタッチパネル用撥油膜市場からの需要に応え堅調に推移しました。

売上高は11,267百万円（前期比67.6%増）となりました。

### 医用機器事業

国内は中・大型病院や検査センターからの引き合いが活発で好調を維持しました。海外はOEM供給先であるシーメンス向けの出荷が好調な上、中国市場におけるディーラーのシスメックス分も加わり、受注・売上ともに昨年度を大きく上回りました。

売上高は18,048百万円（前期比19.3%増）となりました。

## 事業の種類別セグメントの売上高および受注高の状況

事業の種類別 セグメントの名称	売上高		受注高	
	金額	前期比増減率	金額	前期比増減率
	百万円	%	百万円	%
理科学・計測機器事業	53,875	0.9	54,641	0.2
産業機器事業	11,267	67.6	10,794	35.2
医用機器事業	18,048	19.3	17,707	13.1
合計	83,191	10.5	83,142	6.4

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,408百万円であります。

主な設備投資は、理科学・計測機器事業においては、研究開発用設備への投資を重点的に推進し1,926百万円の投資を行っております。産業機器事業においては、研究開発用機器の増強を中心に製造用治具設備を含め271百万円の投資を行っております。また、医用機器事業においては、研究開発用機器の増強を中心に製造用治具設備を含め210百万円の投資を行っております。

### (3) 資金調達の状況

当社は、金融機関との間に90億円の融資枠（コミットメントライン）契約を締結しており、60億円の借入を実行しました。

## 2. 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 62 期 (平成20年度)	第 63 期 (平成21年度)	第 64 期 (平成22年度)	第65期(当期) (平成23年度)
売上高(百万円)	83,872	84,769	75,274	83,191
経常利益(百万円)	△2,733	210	504	△2,408
当期純利益(百万円)	△1,928	275	52	△9,050
1株当たり当期純利益(円)	△24.63	3.52	0.67	△115.60
純資産(百万円)	24,470	25,752	24,046	14,388
総資産(百万円)	104,582	102,916	99,529	93,819

(注) △は損失を表します。

### 3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
日本電子テクニクス(株)	百万円 95	100.0 %	当社汎用走査電子顕微鏡の 開発・製造
JEOL USA, INC.	千米ドル 15,060	100.0	当社製品の販売
JEOL (U. K. ) LTD.	千英ポンド 400	100.0	当社製品の販売
JEOL (EUROPE) SAS	千ユーロ 797	100.0	当社製品の販売

### 4. 対処すべき課題

当社グループは、理科学機器メーカーから、トータルソリューションを提供する企業「Global Solutions Provider for Advanced Technology」への脱皮・成長を志向しています。

中期経営計画「CHALLENGE 5」に基づき、「ナノテク、ライフサイエンス、環境、品質管理」をターゲット市場に据え、5つのチャレンジ、①経営構造改革の推進、②研究開発力の強化、③ソリューションビジネスの強化、④新興国市場の深耕、⑤サプライチェーンの強化を強力に推し進めていき、JEOLブランドのさらなる強化を図ってまいります。

特に経営構造改革の推進においては、これまでにグループ正社員146名の早期退職者を含む約500名の人員削減等に伴う固定費の減少、生産コストおよび諸経費の削減、関係会社5社の統合によるグループの全体最適化の推進、NMR（核磁気共鳴装置）事業の分社化および新会社への(株)産業革新機構およびJASTEC(株)からの出資受入れ、保有不動産（土地／駐車場）の売却等を実施してまいりました。

また、グループ一体となって環境保全に取り組むとともに、コンプライアンスの強化、企業倫理の徹底、良き企業風土の醸成を通じ、持続的成長のための経営基盤強化に努めてまいります。

なお、当社は当連結会計年度において、マスク描画装置の大幅値引き販売に伴う損失の発生および在庫評価減の計上、また、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果による繰延税金資産の取り崩し等により多額の損失が発生し、純資産が大幅に減少したため、当社が複数の金融機関と締結しておりますリボルビング・クレジット・ファシリティ契約において、平成24年3月31日の基準日で財務制限条項（純資産維持条項）に

抵触する事象が発生しております。その結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該事象または状況を解消し、改善するための具体的な対応策として、当社では、以下の内容につきまして、取引金融機関へ説明を行うとともに財務制限条項抵触による期限の利益喪失の請求権放棄を要請し、当該金融機関より期限の利益喪失を請求しないと確認を得ております。また、今後、上記のリボルビング・クレジット・ファシリティ契約および当座貸越契約の期限の延長が予定されていることから、全取引金融機関に対して継続的な支援を要請し、その同意を得ています。

- 1 大幅な赤字であった半導体関連機器事業の膿を当連結会計年度にほぼ出し切ったこと
- 2 半導体関連機器事業を除く当社コア事業全体では黒字であり、かつその体質が強化されてきていること
- 3 受注は引き続き好調で、平成24年3月期末の受注残も前期末と同水準であること
- 4 平成24年度以降の業績については、安定的に利益を計上でき、着実に資本毀損を埋めることができる見込みであること

さらに、この資本毀損は直ちに当社の経営に影響を与えるものではないものの、かかる資本毀損を早急に埋め、かつ財務体質の強化を図るべく、当社の事業目的および経営方針にご理解をいただける投資家に対して総額30億円の第1種優先株式を発行することを平成24年5月11日開催の取締役会において決議いたしました。なお、本第三者割当増資は、6月28日開催予定の株主総会で特別決議を取得後、7月6日の払込を予定しております。

以上のことにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」は開示しておりません。

株主各位におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社25社および関連会社4社で構成され、電子光学機器・分析機器・計測検査機器・産業機器・医用機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれらに附帯する製品・部品の加工委託、保守・サービス、周辺機器の仕入販売を行っております。

### 〔主な営業品目〕

#### ●理科学・計測機器事業

##### 電子光学機器

透過電子顕微鏡、エネルギーフィルタ電子顕微鏡、電子プローブマイクロアナライザ、光電子分光装置、オージェマイクロプローブ、電子顕微鏡周辺機器

##### 分析機器

核磁気共鳴装置、電子スピン共鳴装置、質量分析計（飛行時間質量分析計、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計）、ポータブルガスクロマトグラフ、ガスモニタ分析装置、X線CT微細構造解析システム

##### 計測検査機器

走査電子顕微鏡、分析走査電子顕微鏡、電子顕微鏡周辺機器、複合ビーム加工観察装置、集束イオンビーム加工観察装置、薄膜試料作製装置、クロスセクションポリッシャ、イオンスライサ、エネルギー分散形ハンドヘルド蛍光X線分析装置、エネルギー分散形蛍光X線分析装置

#### ●産業機器事業

##### 半導体関連機器

電子ビーム描画装置（可変成形電子ビーム描画、スポットビーム描画）

##### 産業機器

直進形電子銃・電源、電子ビーム蒸着用電子銃・電源、プラズマ発生用高周波電源、内蔵形プラズマ銃・電源、高周波誘導熱プラズマ装置

#### ●医用機器事業

##### 医用機器

自動分析装置、検体搬送システム、臨床検査情報処理システム、全自動アミノ酸分析機

## 6. 主要な営業所および工場（平成24年3月31日現在）

### (1) 当 社

本店・工場 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号  
営業所 東京事務所（東京都立川市）、東京支店（東京都立川市）、札幌支店、仙台支店、筑波支店、横浜支店、名古屋支店、大阪支店、関西応用研究センター（大阪府大阪市）、広島支店、高松支店、福岡支店

### (2) 子 会 社

日本電子テクニクス(株)	(東京都昭島市)
日本電子テクノサービス(株)	(東京都昭島市)
山形クリエイティブ(株)	(山形県天童市)
アドバンスト・キャパシタ・テクノロジーズ(株)	(東京都昭島市)
JEOL USA, INC.	(アメリカ)
JEOL (EUROPE) SAS	(フランス)
JEOL (U. K.) LTD.	(イギリス)
JEOL (EUROPE) B. V.	(オランダ)
JEOL (GERMANY) GmbH	(ドイツ)
JEOL ASIA PTE. LTD.	(シンガポール)
JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD.	(台湾)

## 7. 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

事業の種類別 セグメントの名称	使用人数（名）	前連結会計年度末 比増減（名）
理科学・計測機器事業	1,967	△163
産業機器事業	276	△18
医用機器事業	235	△20
全社（共通）	231	△16
合計	2,709	△217

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であります。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて217名減少しております。その主な理由は、平成23年4月に核磁気共鳴装置（Nuclear Magnetic Resonance）および電子スピン共鳴装置ならびにそれらの付属装置に係る研究開発・製造・保守事業を分社型の新設分割により㈱JEOL RESONANCEへ承継しました。㈱JEOL RESONANCEは第三者割当増資により当社の関連会社となったことから、当社グループにおいて理科学・計測機器事業の従業員は137名減少しております。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,905名	△187名	41.5歳	15.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であります。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて187名減少しておりますが、その主な理由は、平成23年4月に核磁気共鳴装置（Nuclear Magnetic Resonance）および電子スピン共鳴装置ならびにそれらの付属装置に係る研究開発・製造・保守事業を分社型の新設分割により㈱JEOL RESONANCEへ承継しました。㈱JEOL RESONANCEは第三者割当増資により当社の関連会社となったことから、当社において理科学・計測機器事業の従業員は137名減少しております。

## 8. 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	3,600百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	3,497
(株)あおぞら銀行	3,229

(注) 上記借入額のほか、以下のとおり私募債（社債）の残高があります。

(株)三菱東京UFJ銀行	3,600百万円
(株)みずほ銀行	500百万円
(株)あおぞら銀行	500百万円

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成23年4月1日を分割期日として、核磁気共鳴装置および電子スピン共鳴装置ならびにそれらの付属装置に係る研究開発・製造・保守事業を新設分割により新たに設立する(株)JEOL RESONANCEに承継させました。その上で、同社が(株)産業革新機構に対して第三者割当増資を実施し、同社を当社と(株)産業革新機構との合弁会社といたしました。なお、本第三者割当増資の実施により、同社は当社の子会社ではなくなり、関連会社になりました。

## Ⅱ. 会社の現況

### 1. 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 79,365,600株  
(3) 株主数 10,768名  
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
㈱三菱東京UFJ銀行	3,008千株	3.84%
三菱電機㈱	3,000	3.83
日本電子グループ従業員持株会	2,864	3.66
日本トラスティ・サービス 信託銀行㈱（信託口4）	2,362	3.02
日本電子共栄会	2,164	2.77
日本トラスティ・サービス 信託銀行㈱（信託口）	1,849	2.36
日本生命保険㈱	1,844	2.36
明治安田生命保険㈱	1,690	2.16
日本マスタートラスト 信託銀行㈱（信託口）	1,115	1.42
三菱UFJ信託銀行㈱	960	1.23

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,074,628株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役および監査役の状況（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗原 権右衛門	
代表取締役 兼専務執行役員	岩 槻 正 志	統括開発技術担当 技術統括センター・開発・ EM, MS, SE事業ユニット担当
取兼常務 兼専務執行役員	多 治 見 正 行	医用機器事業・データム ソリューション事業担当 データムソリューション事業部長
取兼常務 兼専務執行役員	沢 田 吉 博	特命生産担当 輸出入貿易管理担当 総務本部 部長
取兼常務 兼専務執行役員	渡 邊 慎 一	営業・ブランド戦略担当 営業戦略本部 部長
取兼常務 兼専務執行役員	福 山 幸 一	経営戦略室 長 兼 業務監理室 長
取兼常務 兼専務執行役員	二 村 英 之	財 務 担 当
常 勤 監 査 役	泉 山 禮 佐	
常 勤 監 査 役	鈴 木 利 仁	日本電子テクニクス㈱監査役
社 外 監 査 役	堀 切 英 武	
社 外 監 査 役	植 田 義 昭	

- (注) 1. 常勤監査役泉山禮佐氏は、当社の財務本部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 常勤監査役鈴木利仁氏は、当社の執行役員および財務本部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外監査役堀切英武氏は、(株)三菱銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）の新宿支店長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役植田義昭氏は、弁護士であって、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外監査役堀切英武および植田義昭の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 平成24年3月31日現在の執行役員は20名で構成され、取締役を兼務していない執行役員は、次の14名です。なお、執行役員折茂明博氏は同日付で辞任いたしました。

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	齊藤昌樹	IE事業ユニット・コストセンター・知的財産・品質保証担当
常務執行役員	渋木洋一	周辺機器, SA, SM事業ユニット・S A ・ S M 設計室担当
常務執行役員	足達多史	山形クリエイティブ(株)代表取締役社長
常務執行役員	草野博文	生産担当 サプライチェーンセンター長
常務執行役員	森田勉	欧州支配人
執行役員	若宮互	S E 事業ユニット長
執行役員	中川泰俊	S E 事業ユニット副事業ユニット長
執行役員	豊田泰穂	米国支配人
執行役員	満田宗明	医用機器事業部長
執行役員	折茂明博	データムソリューション事業部副事業部長
執行役員	須磨英明	サプライチェーンセンター副センター長
執行役員	田澤豊彦	S A 事業ユニット長 兼営業戦略本部ブランド戦略室 マーケティング コミュニケーショングループ長
執行役員	齋藤進	医用機器事業部医用機器本部長
執行役員	矢口勝基	財務本部長

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	9名	151百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	38 (9)
合 計	14	190

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のほか、平成23年6月29日開催の第64回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 2名 24百万円  
退任監査役 1名 18百万円

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 監 査 役	堀 切 英 武	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に、また当事業年度開催の監査役会8回のうちすべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	植 田 義 昭	当事業年度開催の取締役会19回のうち16回に、また当事業年度開催の監査役会8回のうち7回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	64

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導等

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### I. 内部統制システムの概要

- 1 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 取締役会の行った決定に関する文書（職務執行に関する文書を含む）については、文書管理規定（保存期間原則10年）に基づき、検索しやすい方法で厳重に保存し管理している。
  - (2) 上記文書の閲覧・謄写・提出については、監査役の要請に対しては、速やかにこれに応じている。
- 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理を専ら行う体制として、すでに、以下のとおりIMS（Integrated Management System）を運用し、さらに安全衛生委員会および危機管理委員会を設けている。

  - (1) 製品の品質管理の維持向上のため、IMSを運用し、内部監査・外部監査に堪え得る管理体制を敷いている。
  - (2) 安全衛生委員会は、労働安全衛生法に基づいて、総括安全衛生管理者を長とし、そのもとに各部門安全衛生委員をおき、労働者の危険、健康障害の防止その他事業者のなすべき法定事項の実施に努めている。
  - (3) 危機管理委員会は、すべてのリスク管理を総括し、特に非常事態に対する予測を絶えず行い、これに備え、事態発生に対処することとしている。
- 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の人数（定款上の定員の上限）を8名に絞るなど経営のスリム化を図り、さらに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。
  - (2) 定例の取締役会は、従来どおり、毎月1回開催し、重要事項の決定と各担当取締役からの業務執行の状況の報告を行っている。これ以外にも、必要に応じ臨時に取締役会を招集している。
  - (3) より実効性のあるスピーディな意思決定と事業運営ができる体制とするため、取締役会内組織として適切なメンバーによる「経営会議」を設け、絞り込んだテーマにつき検討を行っている。
- 4 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役および使用人に対し、法令・定款の遵守の徹底を機会あるごとに、取締役会、諸会合その他で強調している。また、業務執行中に生じた法令・定款上の疑義について集中的に相談・検討に応じ

- る「業務監理室」を設けている。
- (2) 会社の社会的責任を重視した法令・定款等のコンプライアンスについて、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「CSR委員会」を設置し、その徹底に努めている。
- 5 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(当社に親会社はない)
- (1) 当社および関係会社からなるグループの運営については、グループ全体の重要方針・基本戦略の共有・浸透の場として「JEOLグループ経営会議」を適時に開催している。
- (2) 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、それぞれの業務内容の当社への定期的な報告と重要案件についての当社との事前協議が行われている。このためグループ各社の総務・財務担当者との「関係会社アドミ会議」を定期的に開催し、グループの一体的運営の強化に努めている。
- (3) 企業グループ各社による法令遵守の徹底を図り、経営効率化を進めるため、本社に「業務監理室」を設置して、相談・検討に応じている。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、その職務を補助する部署として「業務監理室」を設置し、監査役がその職務を補助すべき常勤スタッフを置いている。
- 7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
上記スタッフの就退任は、取締役と監査役の意見交換に基づいて行っており、職務の独立性については、周知徹底している。
- 8 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは監査役会に報告しなければならないこと（会社法第357条）、および使用人も同様に監査役会に報告しなければならないことを、周知徹底している。
- 9 その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に意見の交換をする会合を開催している。
- (2) 監査役は、会計監査人と情報交換を行い、監査の実効性を高めている。

## II. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- 1 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して一切の関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしている。

2 警察当局、関係団体などと連携し、反社会的勢力および団体に関する情報の収集、管理を行っている。

### Ⅲ. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社および関係会社の財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「日本版SOX法監査委員会」を設置しており、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制を構築・運用し、定期的に評価している。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付ルール」または「本ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合は、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

### (2) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は経営理念として「製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献する」ことを掲げています。この理念のもと、グループ経営ビジョン「JEOL SPIRIT-1」を指針に、科学技術のための最先端ツールと豊かな社会のための最適なソリューションを提供し、顧客からの高い評価と信頼を得て、安定した利益体質の構築を図り、企業価値を高め、将来にお

たり発展・成長していくことを経営の基本方針としています。

当社グループは、今までの中期経営計画で築いてきた経営基盤をさらに強固なものにしていくため、新中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24年度）を策定し、「ナノテク、ライフサイエンス、環境、品質管理」をターゲット市場に据え、ソリューションビジネスへの積極的な展開、開発体制の見直しに努めていきます。今後とも、グループを挙げて業績の向上に努め、企業価値および株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また当社では、経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を従来の20名から8名に絞るとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。さらに、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置し、コーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年6月29日開催の第63回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）の継続をご承認いただきました。

本対応方針は、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付者の提案に対して適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間の経過後に当該買付行為を開始するというものです。

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様の判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

しかしながら、例外的に、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

一方、大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、取締役会がその時点で最適と判断したものを選択することとします。株主への割当てまたは無償割当てにより新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

- (4) 上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様に与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大規模買付者がこれを遵守しない場合、または、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。本対応方針の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

なお、本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

## 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>70,906</b>	<b>流動負債</b>	<b>63,818</b>
現金及び預金	8,301	支払手形及び買掛金	20,777
受取手形及び売掛金	22,577	短期借入金	24,974
商品及び製品	12,729	1年内償還予定の社債	4,761
仕掛品	20,708	リース債務	400
原材料及び貯蔵品	2,260	未払金	1,792
繰延税金資産	2,106	未払法人税等	424
未収法人税等	6	未払消費税等	77
未収消費税等	680	繰延税金負債	0
その他	1,718	前受金	5,896
貸倒引当金	△ 182	賞与引当金	587
<b>固定資産</b>	<b>22,817</b>	その他	4,125
<b>有形固定資産</b>	<b>10,769</b>	<b>固定負債</b>	<b>15,612</b>
建物及び構築物	6,102	社債	2,285
機械装置及び運搬具	484	長期借入金	5,399
工具・器具及び備品	1,737	リース債務	994
土地	1,500	繰延税金負債	27
リース資産	588	退職給付引当金	6,275
建設仮勘定	356	役員退職慰労引当金	256
<b>無形固定資産</b>	<b>1,758</b>	資産除去債務	145
ソフトウェア	1,569	その他	228
リース資産	97	<b>負債合計</b>	<b>79,431</b>
ソフトウェア仮勘定	56	<b>(純資産の部)</b>	
その他	35	<b>株主資本</b>	<b>16,501</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,289</b>	資本金	6,740
投資有価証券	6,647	資本剰余金	6,346
繰延税金資産	1,947	利益剰余金	3,947
その他	1,700	自己株式	△ 532
貸倒引当金	△ 6	その他の包括利益累計額	△ 2,256
<b>繰延資産</b>	<b>95</b>	その他有価証券評価差額金	530
社債発行費	95	繰延ヘッジ損益	△ 142
<b>資産合計</b>	<b>93,819</b>	為替換算調整勘定	△ 2,644
		<b>少数株主持分</b>	<b>143</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>14,388</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>93,819</b>

# 連結損益計算書

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		83,191
売 上 原 価		61,059
売 上 総 利 益		22,132
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	18,923	
研 究 開 発 費	4,384	23,307
営 業 損 失		1,175
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24	
そ の 他	283	307
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	587	
為 替 差 損	189	
そ の 他	763	1,540
経 常 損 失		2,408
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
持 分 変 動 利 益	157	
そ の 他	37	206
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	12	
固 定 資 産 除 却 損	27	
減 損 損 失	1,773	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	511	
そ の 他	164	2,490
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		4,691
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	631	
法 人 税 等 調 整 額	4,027	4,658
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		9,350
少 数 株 主 損 失		299
当 期 純 損 失		9,050

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年4月1日 残高	6,740	6,346	13,311	△ 532	25,865
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 313		△ 313
当 期 純 損 失			△ 9,050		△ 9,050
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 9,363	△ 0	△ 9,363
平成24年3月31日 残高	6,740	6,346	3,947	△ 532	16,501

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替調整	換算算定		
平成23年4月1日 残高	369	△ 12	△ 2,459	△ 2,103	284	24,046
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				—		△ 313
当 期 純 損 失				—		△ 9,050
自 己 株 式 の 取 得				—		△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	161	△ 129	△ 184	△ 153	△ 141	△ 294
連結会計年度中の変動額合計	161	△ 129	△ 184	△ 153	△ 141	△ 9,658
平成24年3月31日 残高	530	△ 142	△ 2,644	△ 2,256	143	14,388

## 【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 11社

主要な連結子会社の名称

日本電子テクニクス㈱、日本電子テクノサービス㈱、アドバンスト・キャパシタ・テクノロジーズ㈱、山形クリエティブ㈱、

JEOL USA, INC.、JEOL (EUROPE) SAS、JEOL (U. K.) LTD.、JEOL (EUROPE) B. V.、JEOL ASIA PTE. LTD.、JEOL (GERMANY) GmbH、JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD.

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

データムインスツルメンツ㈱、

JEOL (SKANDINAVISKA) A. B.、JEOL (ITALIA) S. p. A.、JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD.、JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V.、JEOL CANADA, INC.、JEOL (MALAYSIA) SDN BHD、北京創成技術有限公司、JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.、JEOL DATUM Shanghai Co., Ltd.、JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos Ltda.、JEOL (BEIJING) CO., LTD.、JEOL (RUS) LLC、JEOL INDIA PVT. LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社14社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用会社の数および主要な持分法適用会社の名称

持分法適用の非連結子会社数 14社

会社の名称

データムインスツルメンツ㈱、

JEOL (SKANDINAVISKA) A. B.、JEOL (ITALIA) S. p. A.、JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD.、JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V.、JEOL CANADA, INC.、JEOL (MALAYSIA) SDN BHD、北京創成技術有限公司、JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.、JEOL DATUM Shanghai Co., Ltd.、JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos Ltda.、JEOL (BEIJING) CO., LTD.、JEOL (RUS) LLC、JEOL INDIA PVT. LTD.

なお、JEOL INDIA PVT. LTD. は、新規設立のため当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。

持分法適用の関連会社数 4社

会社の名称

JEOL KOREA LTD.、マイクロ電子㈱、㈱JEOL RESONANCE、IonSense, Inc.

㈱JEOL RESONANCEについては、当社が平成23年4月に新設分割したため当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。

また、IonSense, Inc. については、当連結会計年度に株式取得のため当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。

#### (2) 持分法を適用していない関連会社

Oxford Imaging Detectors Ltd

Oxford Imaging Detectors Ltdについては、当連結会計年度に新たに株式を取得しましたが、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券：時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ：時価法

##### ③ たな卸資産

商品及び製品：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。ただし、在外子会社は主として個別法に基づく低価法

仕掛品：主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品：最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～65年

工具・器具及び備品 2～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づき償却、これ以外の無形固定資産については定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### ④ 長期前払費用：定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費：

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

#### (4) 重要な引当金の計上方法

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員（年俸制対象者を除く。）の賞与の支給に備えるため、当社および国内連結子会社は支給見込額基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異6,980百万円については、当社保有株式による退職給付信託3,600百万円を設定し、残額(3,380百万円)を15年による按分額で費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社および国内連結子会社は、役員および執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ただし、当社の取締役会決議により当社および国内連結子会社は平成22年4月以降の役員退職慰労引当金の積み増しを凍結することいたしました。このため当連結会計年度の新たな繰入は行っておりません。

(5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象：製品輸出に係る外貨建予定取引、社債および長期借入金の利息の一部

③ ヘッジ方針

当社グループは、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨取引のうち、当社グループに為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき海外売上計画作成時に為替予約取引を行うものとしております。借入金の為替変動リスク、社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引および金利スワップ取引を行うものとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その投資の効果の及ぶ期間(5年間)の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

(追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	32,749百万円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	
2. 担保に供している資産および担保に係る債務	
担保資産の内容およびその金額	
有形固定資産	3,773百万円
投資有価証券	1,270百万円
計	5,044百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	2,954百万円
預り金	18百万円
長期借入金	2,975百万円
長期預り金	18百万円
計	5,966百万円
3. 保証債務	382百万円
4. 輸出手形割引高	5,841百万円
5. 財務制限条項	
借入金のうち、6,000百万円には純資産の部に係る財務制限条項が付されております。	
なお、当連結会計年度末において上記財務制限条項に抵触しておりますが、多数貸付人による期限の利益喪失の請求が行われないことを確認しております。	

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業内容をグルーピングの基礎とし、理科学・計測機器事業、産業機器事業、医用機器事業にグルーピングを行っております。

場 所	用 途	種 類	金額 (百万円)
東京都昭島市	産業機器生産設備	建物及び構築物	146
東京都昭島市	産業機器生産設備	機械装置及び運搬具	124
東京都昭島市	産業機器生産設備	工具・器具及び備品	387
東京都昭島市	産業機器生産設備	リース資産	625
東京都昭島市	産業機器生産設備	建設仮勘定	317
東京都昭島市	産業機器生産設備	ソフトウェア	22
東京都昭島市	産業機器生産設備	無形固定資産その他	149

産業機器事業において、2期連続営業キャッシュ・フローの赤字等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,773百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却見込額を零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
普通株式	79,365,600	—	—	79,365,600	

2. 配当に関する事項

配当金支払額

① 平成23年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	156百万円
1株当たり配当額	2円00銭
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

② 平成23年11月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	156百万円
1株当たり配当額	2円00銭
基準日	平成23年9月30日
効力発生日	平成23年12月8日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、主に銀行等金融機関からの借入および社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業・サービス部門において取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月次ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債は、運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としており、このうち一部の長期借入金および社債に係る金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引については、取締役会にて基本方針が決定され、財務本部において実需の範囲において取引の実行および管理を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	8,301	8,301	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,577	22,577	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,696	3,696	—
(4) 支払手形及び買掛金	(20,777)	(20,777)	—
(5) 短期借入金	(22,434)	(22,434)	—
(6) 社債	(7,046)	(7,091)	45
(7) 長期借入金	(7,939)	(7,960)	21
(8) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されてい ないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されてい るもの	(230)	(230)	—

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法およびデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金ならびに(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金ならびに(5) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 社債  
社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間に応じて新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。なお、1年内償還予定の社債は、社債に含めて時価を表示しています。一部、社債に係る金利変動リスクに対してヘッジを目的とした金利スワップを実行しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による一部長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

(8) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当するものはありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時 価
原則的 処理方法	為替予約取引	売掛金			
	売建 米ドル		4,020	—	(175)
	ユーロ		603	—	(55)
	合計		4,623	—	(230)

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(b) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時 価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	社債および長期借入金	4,002	2,846	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債および長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債および長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社株式および関連会社株式	2,868
非上場株式	77
出資証券	6

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 181円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 115円60銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 優先株式の発行について

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、優先株式の発行を決議しました。

その内容は以下のとおりであります。

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 増資方法          | 第三者割当増資による                              |
| (2) 発行する株式の種類および数 | 第1種優先株式 3,000株                          |
| (3) 発行価額の総額       | 3,000,000,000円                          |
| (内、資本金組入額)        | 1,500,000,000円)                         |
| (内、資本準備金組入額)      | 1,500,000,000円)                         |
| (4) 割当先           | ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ<br>第1号投資事業有限責任組合 |
| (5) 払込期日          | 平成24年7月6日                               |
2. 資本準備金の額および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について
- 当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、平成24年6月28日開催の定時株主総会に、「資本準備金の額および利益準備金の額の減少の件」および「剰余金の処分の件」について付議することを決議しました。それらの内容は以下のとおりであります。
- (1) 資本準備金の額および利益準備金の額の減少に関する事項
- 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額および利益準備金の額を減少させ、その他資本剰余金および繰越利益剰余金に振り替えます。
- |                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| ① 減少する資本準備金の額                    |                                |
| 資本準備金                            | 6,346,480,000円のうち、670,000,000円 |
| ② 減少する利益準備金の額                    |                                |
| 利益準備金                            | 830,000,000円のうち、830,000,000円   |
| ③ 資本準備金の額および利益準備金の額の減少がその効力を生じる日 | 平成24年6月28日                     |

(2) 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分を行った上で、その全額を繰越利益剰余金に振り替えます。

① 減少する剰余金の額

別途積立金 10,329,867,283円のうち、9,792,018,643円

② 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 9,792,018,643円

③ 剰余金の処分がその効力を生じる日

平成24年6月28日

(3) 効力発生後の資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金、別途積立金および繰越利益剰余金の額

資本準備金 5,676,480,000円

その他資本剰余金 670,000,000円

利益準備金 0円

別途積立金 537,848,640円

繰越利益剰余金 830,000,000円

3. 優先株式の発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少について

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、第1種優先株式の発行の効力が生じることを条件として、第1種優先株式の発行と同時に資本金の額および資本準備金の額の減少を行うことを決議しました。それらの内容は以下のとおりであります。

(1) 資本金の額および資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第447条第3項および第448条第3項の規定に基づき、株式の発行と同時の資本金の額および資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 減少する資本金の額

資本金 1,500,000,000円

(なお、第三者割当増資により資本金の額が1,500,000,000円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。)

(3) 減少する資本準備金の額

資本準備金 1,500,000,000円

(なお、第三者割当増資により資本準備金の額が1,500,000,000円増加いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。)

(4) 上記(3)の資本準備金の額の減少ならびに資本金の額および資本準備金の額の減少の効力発生後の資本金、資本準備金およびその他資本剰余金の額

資本金 6,740,000,000円

資本準備金 5,676,480,000円

その他資本剰余金 3,670,000,000円

(5) 日程

取締役会決議日

平成24年 5月11日

債権者異議申述公告

平成24年 5月18日

債権者異議申述公告最終期日

平成24年 6月18日

効力発生日

平成24年 7月 6日

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>59,222</b>	<b>流動負債</b>	<b>55,499</b>
現金及び預金	3,794	支払手形	11,904
受取手形	578	買掛金	8,743
売掛金	17,749	短期借入金	19,554
商品及び製品	9,567	1年内償還予定の社債	4,761
仕掛品	19,760	リース債務	359
原材料及び貯蔵品	2,088	未払金	1,654
前払費用	55	未払法人税等	14
繰延税金資産	1,771	前受金	3,131
短期貸付金	1,343	預り金	4,038
未収消費税等	554	賞与引当金	455
その他の金	2,089	その他の	882
貸倒引当金	△ 131	<b>固定負債</b>	<b>14,745</b>
<b>固定資産</b>	<b>25,237</b>	社債	2,285
<b>有形固定資産</b>	<b>9,180</b>	長期借入金	5,399
建物	5,431	リース債務	899
構築物	129	長期預り金	18
機械及び装置	245	退職給付引当金	5,692
車両運搬具	1	役員退職慰労引当金	242
工具・器具及び備品	1,506	資産除去債務	139
土地	926	その他の	68
リース資産	582	<b>負債合計</b>	<b>70,245</b>
建設仮勘定	356	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,708</b>	<b>株主資本</b>	<b>13,921</b>
ソフトウェア	1,551	資本金	6,740
リース資産	97	資本剰余金	6,346
ソフトウェア仮勘定	29	資本準備金	6,346
その他の	30	利益剰余金	1,367
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,347</b>	利益準備金	830
投資有価証券	3,779	その他利益剰余金	537
関係会社株式	7,287	別途積立金	10,329
長期貸付金	273	繰越利益剰余金	△ 9,792
長期前払費用	17	<b>自己株式</b>	<b>△ 532</b>
繰延税金資産	1,915	評価・換算差額等	387
長期保証金	423	その他有価証券評価差額金	530
その他の	739	繰延ヘッジ損益	△ 142
貸倒引当金	△ 89	<b>純資産合計</b>	<b>14,309</b>
<b>繰延資産</b>	<b>95</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>84,554</b>
社債発行費	95		
<b>資産合計</b>	<b>84,554</b>		

# 損 益 計 算 書

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		71,629
売 上 原 価		58,542
売 上 総 利 益		13,086
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,671	
研 究 開 発 費	3,562	15,233
営 業 損 失		2,147
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 割 引 料	36	
そ の 他	851	887
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	517	
為 替 差 損	81	
そ の 他	722	1,321
経 常 損 失		2,580
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益		5
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	8	
減 損 損 失	1,350	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	511	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,241	
そ の 他	163	3,274
税 引 前 当 期 純 損 失		5,850
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	66	
法 人 税 等 調 整 額	3,991	4,057
当 期 純 損 失		9,908

## 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計		
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金				
平成23年4月1日 残高	6,740	6,346	6,346	830	9,729	1,029	11,589	△ 532	24,143	
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立			-		600	△ 600	-		-	
剰余金の配当			-			△ 313	△ 313		△ 313	
当期純損失			-			△ 9,908	△ 9,908		△ 9,908	
自己株式の取得			-				-	△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			-				-		-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	600	△10,821	△10,221	△ 0	△10,221	
平成24年3月31日 残高	6,740	6,346	6,346	830	10,329	△ 9,792	1,367	△ 532	13,921	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成23年4月1日 残高	369	△ 12	356	24,499
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立			-	-
剰余金の配当			-	△ 313
当期純損失			-	△ 9,908
自己株式の取得			-	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	161	△ 129	31	31
事業年度中の変動額合計	161	△ 129	31	△10,190
平成24年3月31日 残高	530	△ 142	387	14,309

## 【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券：時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準および評価方法  
デリバティブ：時価法
3. たな卸資産の評価基準および評価方法
  - 商品及び製品：規格品は移動平均法による原価法、その他は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - 仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - 原材料及び貯蔵品：最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	7～65年
工具・器具及び備品		2～15年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づき償却、これ以外の無形固定資産については定額法
  - (3) リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
  - (4) 長期前払費用：定額法
5. 繰延資産の処理方法  
社債発行費  
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
6. 重要な引当金の計上方法
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員（年俸制対象者を除く。）の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異6,290百万円については、当社保有株式による退職給付信託3,600百万円を設定し、残額(2,689百万円)を15年による按分額で費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員および執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ただし、取締役会決議により平成22年4月以降の役員退職慰労引当金の積み増しを凍結することいたしました。このため当事業年度の新たな繰入は行っておりません。

7. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象：製品輸出に係る外貨建予定取引、社債および長期借入金の利息の一部

(3) ヘッジ方針

当社は、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき海外売上計画作成時に為替予約取引を行うものとしております。社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引および金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	30,416百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	3,186百万円
長期金銭債権	273百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	8,497百万円
4. 保証債務	2,107百万円
5. 輸出手形割引高	5,841百万円
6. 担保に供している資産および担保に係る債務	
担保資産の内容およびその金額	
建物	3,236百万円
構 築 物	1百万円
機 械 及 び 装 置	0百万円
土 地	535百万円
投資有価証券	1,270百万円
計	5,044百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	2,954百万円
預り金	18百万円
長期借入金	2,975百万円
長期預り金	18百万円
計	5,966百万円
7. 財務制限条項	
借入金のうち、6,000百万円には連結貸借対照表における純資産の部に係る財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末において上記財務制限条項に抵触してはおりますが、多数貸付人による期限の利益喪失の請求が行われないことを確認しております。	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額	
売 上 高	12,834百万円
仕 入 高	11,597百万円
営業取引以外の取引による取引高	980百万円
2. 当期に発生した研究開発費	3,562百万円

### 3. 減損損失

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業内容をグルーピングの基礎とし、電子光学機器、分析機器、計測検査機器、半導体関連機器、産業機器、医用機器にグルーピングを行っております。

場 所	用 途	種 類	金額（百万円）
東京都昭島市	分析機器生産設備	建物	0
	半導体関連機器生産設備		1
東京都昭島市	分析機器生産設備	機械及び装置	0
	半導体関連機器生産設備		16
東京都昭島市	半導体関連機器生産設備	車両運搬具	0
東京都昭島市	分析機器生産設備	工具・器具及び備品	57
	半導体関連機器生産設備		300
東京都昭島市	分析機器生産設備	リース資産	18
	半導体関連機器生産設備		487
東京都昭島市	半導体関連機器生産設備	建設仮勘定	317
東京都昭島市	分析機器生産設備	ソフトウェア	0
	半導体関連機器生産設備		0
東京都昭島市	分析機器生産設備	無形固定資産	0
	半導体関連機器生産設備		148

分析機器および半導体関連機器において、2期連続営業キャッシュ・フローの赤字等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,350百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却見込額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
普通株式	1,073,680	948	—	1,074,628	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	52百万円
賞与引当金損金不算入額	172百万円
研究開発費損金不算入額	442百万円
たな卸資産評価損損金不算入額	631百万円
未払事業税	10百万円
繰延ヘッジ損益	87百万円
税務上繰越欠損金	301百万円
その他	73百万円
合計	<u>1,771百万円</u>

② 固定資産

ソフトウェア償却損金算入限度超過額	972百万円
減損損失	501百万円
投資有価証券評価損損金不算入額	361百万円
関係会社株式評価損損金不算入額	583百万円
退職給付費用損金不算入額	2,234百万円
役員退職慰労引当金損金不算入額	84百万円
税務上繰越欠損金	3,234百万円
その他	383百万円
小計	<u>8,355百万円</u>
評価性引当額	<u>△6,142百万円</u>
合計	<u>2,212百万円</u>
繰延税金資産合計	3,983百万円

(繰延税金負債)

① 流動負債

－百万円

② 固定負債

その他有価証券評価差額金	△ 293百万円
資産除去費用	△ 3百万円
合計	<u>△ 296百万円</u>
繰延税金負債合計	△ 296百万円

差引：繰延税金資産（負債）の純額

3,687百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により繰延税金資産は281百万円減少（繰延税金負債は42百万円減少）し、法人税等調整額が275百万円、その他有価証券評価差額金が41百万円、繰延ヘッジ損益が6百万円、それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	日本電子テクニクス株式会社	東京都昭島市	95百万円	理科学・計測機器	100%	当社製品の開発・製造	製品の仕入(注1)	4,154	買掛金	2,391
							運転資金貸付(注2)	953	貸付金	1,017
							利息の受取(注2)	19	その他(流動資産)	1
	㈱JEOL RESONANCE	東京都昭島市	771百万円	分析機器	49.1%	当社製品の開発・製造	製品の仕入(注1)	4,919	買掛金	1,399
	JEOL USA, INC.	Peabody, MA USA	US \$ 15,060千	理科学・計測機器産業機器	100%	当社製品の販売	余剰資金受入(注3)	409	預り金	1,643
							利息の支払(注3)	5	その他(流動負債)	0
							余剰資金受入(注3)	849	預り金	2,141
							利息の支払(注3)	32	その他(流動負債)	3
JEOL (GERMANY) GmbH	Eching GERMANY	EUR 520千	理科学・計測機器産業機器	100%	当社製品の販売	債務の保証(注4)	1,659	—	—	

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 仕入れについては、市場価格等を勘案して決定しております。
- 資金の貸付金利については市場金利および貸付先の財政状況を勘案して合理的に決定しております。
- 資金の受入金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 債務の保証は客先からの前受金等に対してのものであります。なお、当該債務保証に対する保証料の受取りはありません。
- 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 182円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 126円56銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 優先株式の発行について

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、優先株式の発行を決議しました。

その内容は以下のとおりであります。

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 増資方法          | 第三者割当増資による                              |
| (2) 発行する株式の種類および数 | 第1種優先株式 3,000株                          |
| (3) 発行価額の総額       | 3,000,000,000円                          |
| (内、資本金組入額)        | 1,500,000,000円)                         |
| (内、資本準備金組入額)      | 1,500,000,000円)                         |
| (4) 割当先           | ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ<br>第弐号投資事業有限責任組合 |
| (5) 払込期日          | 平成24年7月6日                               |

2. 資本準備金の額および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、平成24年6月28日開催の定時株主総会に、「資本準備金の額および利益準備金の額の減少の件」および「剰余金の処分の件」について付議することを決議しました。それらの内容は以下のとおりであります。

- (1) 資本準備金の額および利益準備金の額の減少に関する事項  
会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額および利益準備金の額を減少させ、その他資本剰余金および繰越利益剰余金に振り替えます。
- |                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| ① 減少する資本準備金の額                    |                                |
| 資本準備金                            | 6,346,480,000円のうち、670,000,000円 |
| ② 減少する利益準備金の額                    |                                |
| 利益準備金                            | 830,000,000円のうち、830,000,000円   |
| ③ 資本準備金の額および利益準備金の額の減少がその効力を生じる日 | 平成24年6月28日                     |
- (2) 剰余金の処分に関する事項  
会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分を行った上で、その全額を繰越利益剰余金に振り替えます。
- |                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| ① 減少する剰余金の額        |                                   |
| 別途積立金              | 10,329,867,283円のうち、9,792,018,643円 |
| ② 増加する剰余金の額        |                                   |
| 繰越利益剰余金            | 9,792,018,643円                    |
| ③ 剰余金の処分がその効力を生じる日 | 平成24年6月28日                        |
- (3) 効力発生後の資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金、別途積立金および繰越利益剰余金の額
- |          |                |
|----------|----------------|
| 資本準備金    | 5,676,480,000円 |
| その他資本剰余金 | 670,000,000円   |
| 利益準備金    | 0円             |
| 別途積立金    | 537,848,640円   |
| 繰越利益剰余金  | 830,000,000円   |

3. 優先株式の発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少について  
 当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、第1種優先株式の発行の効力が生じることを条件として、第1種優先株式の発行と同時に資本金の額および資本準備金の額の減少を行うことを決議しました。それらの内容は以下のとおりであります。
- (1) 資本金の額および資本準備金の額の減少に関する事項  
 会社法第447条第3項および第448条第3項の規定に基づき、株式の発行と同時の資本金の額および資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。
- (2) 減少する資本金の額  
 資本金 1,500,000,000円  
 (なお、第三者割当増資により資本金の額が1,500,000,000円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。)
- (3) 減少する資本準備金の額  
 資本準備金 1,500,000,000円  
 (なお、第三者割当増資により資本準備金の額が1,500,000,000円増加いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。)
- (4) 上記(3)の資本準備金の額の減少ならびに資本金の額および資本準備金の額の減少の効力発生後の資本金、資本準備金およびその他資本剰余金の額  
 資本金 6,740,000,000円  
 資本準備金 5,676,480,000円  
 その他資本剰余金 3,670,000,000円
- (5) 日程  
 取締役会決議日 平成24年5月11日  
 債権者異議申述公告 平成24年5月18日  
 債権者異議申述公告最終期日 平成24年6月18日  
 効力発生日 平成24年7月6日

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 5月18日

日本電子株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 海老原 一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 彰夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、優先株式の発行を決議している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、平成24年6月28日開催の定時株主総会に、「資本準備金の額および利益準備金の額の減少の件」および「剰余金の処分の件」について付議することを決議している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、優先株式の発行の効力が生じることを条件として、資本金の額および資本準備金の額の減少を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 5月18日

日本電子株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 海老原 一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 彰夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、優先株式の発行を決議している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、平成24年6月28日開催の定時株主総会に、「資本準備金の額および利益準備金の額の減少の件」および「剰余金の処分の件」について付議することを決議している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、優先株式の発行の効力が生じること条件として、資本金の額および資本準備金の額の減少を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月22日

日本電子株式会社 監査役会

常勤監査役 泉 山 禮 佐 ⑩

常勤監査役 鈴木 利 仁 ⑩

社外監査役 堀 切 英 武 ⑩

社外監査役 植 田 義 昭 ⑩

以 上







